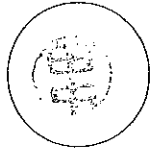


陳 述 書

令和5年 4月 23日

住所 下伊那郡 阿智村 智里 3530-1

氏名 田 中 和 晃



長野地方裁判所飯田支部御中

1. 私は、令和2年度の園原部落部落長で、本件訴訟の被告の一人です。私は令和元年度の部落長である熊谷繁氏と連名で甲第4号証を発出しました。
2. 私が甲第4号証を発出する経緯については、令和5年3月11日付の熊谷菊美氏の陳述書で詳細に述べられていますが、繰り返しますと、原告章文氏は平成28年度の園原部落会計でしたが、会計監査に出席しないばかりか、預かっていた通帳、帳簿類一式を全く返還しようとし、部落の運営に大きな支障を来したので、平成28年度の部落長だった熊谷政幸氏がその理由を尋ねたところ、熊谷操氏が部落に返還されるべき金銭を横領したため、警察に告発し、通帳、帳簿類も預けてあるとのことだったので、政幸氏と、この時の副部落長書記であった熊谷朋宏氏、監査であった熊谷菊美氏が、原告章文氏が通帳、帳簿類を警察に預けたと言っているが、これらが手元になく部落運営に支障を来しているのでどうしたらよいか警察に相談したところ、原告章文氏は通帳を警察に預けてなどいなかったことが明らかになったことは私も知っています。

その直後に原告章文氏は、園原部落の一般会計通帳を返還しましたが、これによって原告章文氏が、部落に何ら告げることなく、部落が管理していた4つの特別口座を解約し、一般会計口座に振り替えていたことが明らかになりました。特別口座は、特定の部落の収支を管理するもので、部落住民の部落会費や

様々な支出を管理する一般会計とは別にして、資金の拠出者や部落住民に収入と支出を明らかにするのが園原部落の長年の慣行であり、解約されたのではこれらの収支が不明確になるため、私たちは早急に善後策を講じなければならなくなり、平成29年5月12日に開催された部落総会で、特別口座を復元することが決まりました。

それには特別口座の通帳が必要で、歴代の部落長は解約された特別口座の通帳の返還を求めてきましたが、原告章文氏は操氏の不正の証拠を残したいと言いつ張り、協力しようとしませんでした。不正を追及するためなら日々の部落運営が滞ってしまっても構わないと言わんばかりの原告章文氏の態度に、部落住民の反発が募っていったと思います。

原告章文氏が解約された特別口座の通帳を何の権限もなく保持し始めて約2年も経過した令和元年12月10日に開催された部落総会には、私は副部落長会計として出席していましたが、この場で熊谷菊美氏、熊谷孝志氏、渋谷吉彦氏その他の部落住民が、いよいよ原告章文氏に特別口座の通帳の返還を強く求めました。しかし原告章文氏は操氏の不正のことばかり言い、部落住民にかけた迷惑については釈明するでも、弁解するでも、謝罪するでもなく、一言も触れるところがありませんでした。私はこの総会で副部落長として片づけをするため最後までいましたが、この特別会計口座の通帳の返還の経緯には、私も原告章文氏に対し強い反感を感じていましたので、原告章文氏に話しかけられても、応える気にはとてなりませんでした。

3. この総会があった後、原告章文氏から特別口座の解約済みの通帳が返還されましたが、前後して乙第6号証の2の熊谷繁氏宛文書が私達の手元に届きました。令和2年3月頃に開催された部落総会で、これに対する部落の回答を協議しました。

なお、原告は、同号証でいう「部落会議」には年度末に開催される部落総会を含んでいないと言っているとのことですが、園原部落では定期的に行える限

りの部落住民の参加を募って様々な事項の伝達や部落の意思決定をしており、これらをすべて「部落会」とか「総会」と呼んでいます。私は同号証の「部落会」とは、年度末も含めたすべての総会のことだと思います。

乙第16号証でも言いましたが、乙第6号証の2については、原告章文氏の言う公金横領があったとすれば何らかの動きがあるはずなのにそれもなく、原告章文氏のいう公金横領が本当のことなのか疑わしいと思います。

4. 原告は、部落が甲第4号証の文書を発出して以後、阿智村からの配布文書が届かなくなったと言っているとのことですが、私は、部落が甲第4号証を発してすぐに、村に対し、配布、回覧物を直接原告方に郵送するよう依頼しました。一般的に、自治会に加入しない住民に対して村がそのような措置を取ってくれることは聞いていましたので、そうすることで原告の不便を取り除ければよいと思ったからです。しかし、この訴訟が起こるまで村からの配布物が原告の手元に届かなかったと聞きましたので村に問い合わせたところ、村の担当者である原宏卓氏が原告方への郵送の手続を失念していたとのことでした。

以上